国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
本則
(組織)
第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1)　理事(経営・企画担当)
(2)～(6)　(略)
(7)　次長のうちから次条に規定する委員長が指名する者　１人
(8)　(略)
２　(略)
(委員長及び副委員長)
第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第１項第１号の理事をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。
２・３　(略)
(事務)
第11条　委員会の事務は、学務課国際交流室において処理する。

別表
<table>
<tr><th>小委員会名称</th><th>委員構成</th><th>所掌事項</th></tr>
<tr><td>学生交流小委員会</td><td>・第３条第１項第２号の委員　１人</td><td>・学生の海外派遣に関すること。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
本則
(組織)
第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1)　国際本部長
(2)～(6)　(略)
(7)　学務部長
(8)　(略)
２　(略)
(委員長及び副委員長)
第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第１項第１号の国際本部長をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。
２・３　(略)
(事務)
第11条　委員会の事務は、学務部学務課国際交流室において処理する。

別表
<table>
<tr><th>小委員会名称</th><th>委員構成</th><th>所掌事項</th></tr>
<tr><td>学生交流小委員会</td><td>・第３条第１項第２号の委員　１人</td><td>・学生の海外派遣に関すること。</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

		・第３条第１項第３号の委員 ・第３条第１項第４号の委員 ・第３条第１項第５号の委員 ・第３条第１項第６号の委員　１人 ・次長のうちから小委員会委員長が指名する者　１人 ・その他小委員会が必要と認めた者	・留学生の受入れに関すること。 ・国費留学生(大学推薦)等の選考に関すること。 ・留学生の学習及び生活支援に関すること。 ・その他必要な事項			・第３条第１項第３号の委員 ・第３条第１項第４号の委員 ・第３条第１項第５号の委員 ・第３条第１項第６号の委員　１人 ・学務部長 ・その他小委員会が必要と認めた者	・留学生の受入れに関すること。 ・国費留学生(大学推薦)等の選考に関すること。 ・留学生の学習及び生活支援に関すること。 ・その他必要な事項

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。